

3 補償内容のご説明(お支払いする保険金の概要等)

ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

3 補償内容のご説明(お支払いする保険金の概要等)
2 ご契約金額とお支払い込みいただく保険料

お支払いする保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
1 死亡保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ① 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額となります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産によるケガ ●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動等によるケガ *8 ●核燃料物質の有害な特性等によるケガ ●ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ポプスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動中のケガ(補償する場合は特別危険担保特約をセットし、別途割増保険料をお支払いいただきます。) ●自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
2 後遺障害保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に後遺障害*1が生じた場合。 *1 治療*2の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者(保険の対象となる方)の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%~100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ① 保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	*8 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。
3 入院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合。	入院保険金日額に入院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ① 事故の発生の日からその日を含めて 180日(支払対象日数) を経過した後の入院*3は入院日数に含めません。 ① 支払対象となる「入院日数」は、 180日(支払限度日数) を限度とします。 ① 入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	*8 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。
4 手術保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に病院または診療所において、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けられた場合。 *4 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ② 先進医療*5に該当する所定の手術 *5 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)。	入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術*4 10倍 ② 上記以外の手術 5倍 ① 1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術を受けた場合には、10倍となります。 ① 1事故に基づくケガについて、1回の手術に限り、10倍となります。	*8 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。
5 通院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合。 *6 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*2を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 *7 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。	通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ① 事故の発生の日からその日を含めて 180日(支払対象日数) を経過した後の通院*6は、通院日数に含めません。 ① 支払対象となる「通院日数」は、 90日(支払限度日数) を限度とします。 ① 通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガを被った約款所定の部位を固定するために被保険者(保険の対象となる方)以外の医師の指示によりギプス等*7を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします。 ① 入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。 ① 通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガを被った場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。	*8 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。
6 賠償責任保険金<オプション>	日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合。	損害賠償金の額をお支払いします。 ① ただし、1回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ※1 損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※2 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●受託品に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。) ●車両(ゴルフカート、レンタカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を除きます。の)の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
7 携行品損害保険金<オプション>	日本国内旅行中の偶然な事故により、携行品*9に損害が生じた場合。 *9 携行品とは、現金・乗車船券・宿泊券、衣類、カメラ一式等、被保険者(保険の対象となる方)が所有かつ携行する身の回り品をいいます。 ※有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、稿本、設計書、船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、自動車(バイクを含みます。)、ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山は中の登山用具、コンタクトレンズ、義歯、動植物等は含まれません。	(携行品1個、1組または1対について10万円を限度とした)損害額*10をお支払いします。 ① 乗車券等または通賃等については合計5万円を限度とします。 *10 損害額は、時価額または修繕費の低い方をいいます。 ※1 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、損害賠償請求権の保全手続費用についても、お支払いできることがあります。ただし、携行品損害保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ※2 1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)3,000円をご自身で負担していただきます。 お支払いする保険金=損害額-免責金額(自己負担額)3,000円 ※3 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●保険の対象が通常有する性質や性能の欠如、自然の消耗、性質による変質・変色 ●単なる外観の損傷で機能をきたさない損害 ●戦争、内乱、暴動等による損害 *11 ●核燃料物質の有害な特性等による損害 ●置き忘れ、紛失 ●差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置を除きます。) ●ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害
8 救済者費用等保険金<オプション>	① 日本国内旅行中に搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合もしくは被保険者が山岳登山中に遭難した場合。 ② 日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者(保険の対象となる方)の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合。 ③ 日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)または継続して 14日以上 入院*3された場合。	ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)または被保険者の親族が負担した下記の費用をお支払いします。 ① ただし、救済者費用等保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ① 捜索救助費用 ② 現地への1往復分の交通費(救済者2名分まで) ③ 宿泊料(1名につき 14日分 を限度とし、救済者2名分まで) ④ 現地からの移送費用*12 ⑤ 現地での諸雑費(3万円まで) *12 帰宅運賃のうち払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額はこの費用の額から差し引きます。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●けんかや自殺行為・犯罪行為による事故 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ●ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ポプスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動中の事故(補償する場合は特別危険担保特約をセットし、別途割増保険料をお支払いいただきます。)*13 ●自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間の事故等 ●*13 捜索救助費用については、特別危険担保特約をセットし、割増保険料をいただいた場合もビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山の行程中に遭難したことによって支払った費用はお支払いの対象となりません。

*2 被保険者(保険の対象となる方)以外の医師が必要であると認め、被保険者以外の医師が行う治療をいいます。
 *3 自宅等での治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
 ●上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急性性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。(たとえば職業病、テニス肩等)
 ●「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの「旅行行程中」をいいます。